

法人 県民税 事業税 及び地方法人特別税の税率改正について

～平成26年10月1日以後に開始する事業年度から～

<見直しの内容>

- 法人住民税法人税割の税率を引き下げ、引下げ相当分で国税である地方法人税を創設し、その税収を地方交付税原資化
- 国税である地方法人特別税の税率を引き下げ、引下げ相当分で法人事業税の税率を引き上げ

税率表<平成26年10月1日以後に開始する事業年度分>

法 人 事 業 税				地方法人特別	法人県民税法
区 分			税 率	税の税率	人税割の税率
A 及び B 以外の法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.638 (3.4)%	基準法人所得割額の	4 (3.2)%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	5.457 (5.1)		
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	7.169 (6.7)		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	7.169 (6.7)		
	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	2.376 (2.2)	基準法人所得割額の	
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	3.456 (3.2)		
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得	4.644 (4.3)		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人	4.644 (4.3)		
		付 加 価 値 割	0.504 (0.48)	-	
		資 本 割	0.21 (0.2)	-	
A 特 別 法 人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	3.638 (3.4)	基準法人所得割額の	
		所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得	4.922 (4.6)		
		特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	5.885		
		本県と他の2以上の都道府県とにおいて事務所等を設けて事業を行う法人で、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上のもの	4.922 (4.6)		43.2%
		特定の協同組合等の所得のうち年10億円を超える金額	5.885		
B	収入金額を課税標準とする法人の収入割	0.963 (0.9)	基準法人収入割額の	43.2%	

備考1 基準法人所得割額及び基準法人収入割額とは標準税率によって計算した所得割額及び収入割額をいい、標準税率とは法人事業税の税率欄()書きの税率です。

2 「特別法人」とは、農業協同組合、消費生活協同組合、信用金庫、医療法人などをいいます。

3 「公益法人等」には、人格のない社団等、投資法人、特定目的会社などを含みます。

4 表中の()書きは、不均一課税対象法人に適用される税率で、その法人の範囲は次のとおりです。

(1) 法人事業税

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、所得が年1億5,000万円(「収入金課税法人」にあつては、収入金額が年12億円)以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

(注) 平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)した法人の清算所得に対する事業税、清算中の事業年度に係る事業税及び残余財産の一部分配に係る事業税については、不均一課税の適用はありません。

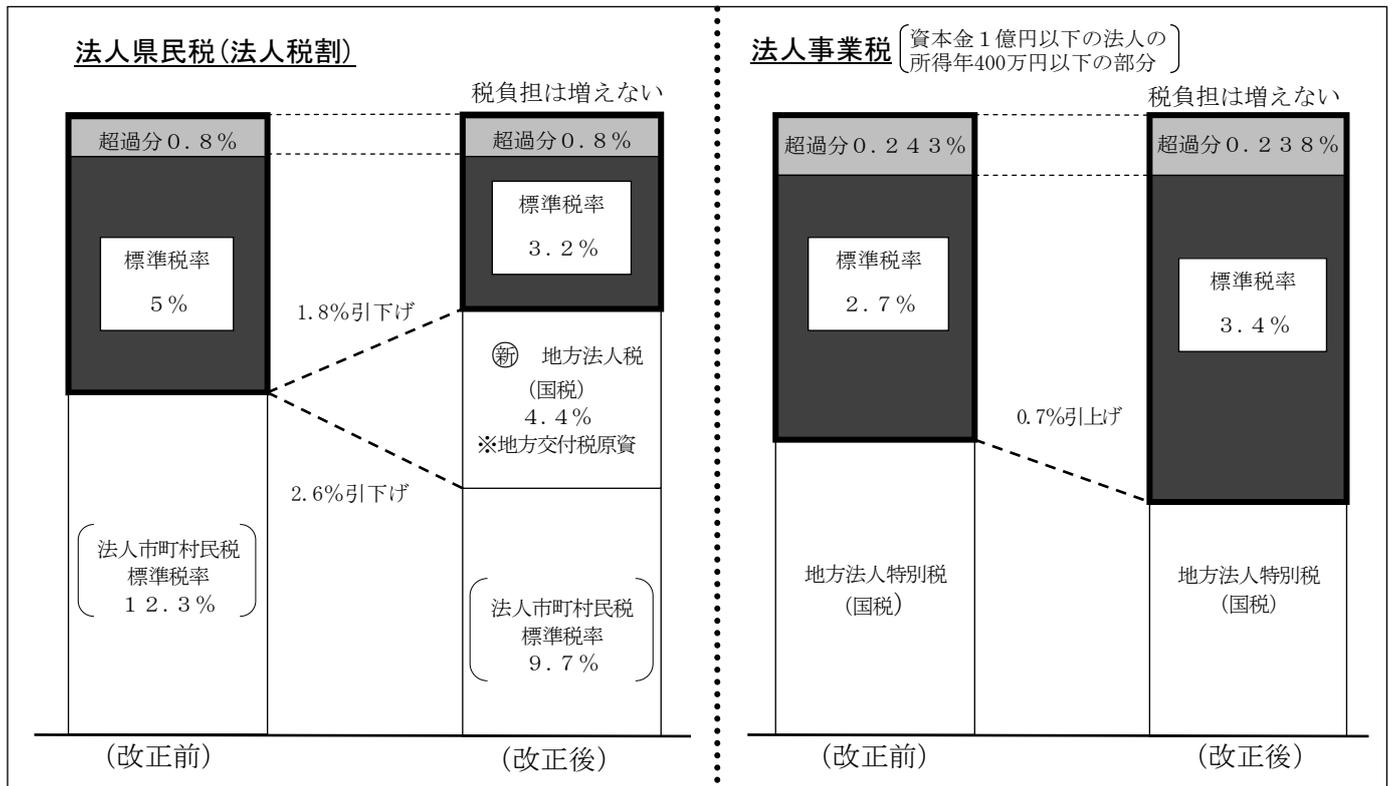
(2) 法人県民税法人税割

資本金の額又は出資金の額が2億円以下で、かつ、法人税額又は個別帰属法人税額が年4,000万円以下の法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

(注) 平成22年9月30日以前に解散(合併による解散を除く。)した法人の清算所得に対する法人税に係る法人税割、清算中の事業年度に係る法人税割及び残余財産の一部分配に係る法人税割については、不均一課税の適用はありません。

5 「清算所得」に係る税率は、平成22年9月30日以前に解散した法人に対して適用されます。

改正のイメージ



地方法人税（国税）…税務署に申告し、納めることになっています。
詳しくは最寄りの税務署へお問い合わせください。

予定申告に係る経過措置

平成26年10月1日以後に開始する最初の事業年度の予定申告については、次の計算により算出します。

法人県民税法人税割	前事業年度の法人税割額×3.8÷前事業年度の月数
法人事業税	前事業年度の事業税額÷前事業年度の月数×7.5 (※所得割、付加価値割、資本割及び収入割ごとに計算します。)
地方法人特別税	前事業年度の地方法人特別税額÷前事業年度の月数×4

◎詳しくは、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税事務所	(045)651-1471	相模原 県税事務所	(042)745-1111
神奈川 県税事務所	(045)321-5741	横須賀 県税事務所	(046)823-0210
緑 県税事務所	(045)973-1911	平塚 県税事務所	(0463)22-2711
戸塚 県税事務所	(045)881-3911	藤沢 県税事務所	(0466)26-2111
川崎 県税事務所	(044)233-7351	小田原 県税事務所	(0465)32-8000
高津 県税事務所	(044)833-1231	厚木 県税事務所	(046)224-1111